

改正 NPO 法 説明会

参加
無料

すべての NPO 法人
が対象です！

& 交流会

特定非営利活動促進法（NPO 法）が改正され、ほぼすべての法人で貸借対照表の公告に係る定款変更が必要になります。

説明会では、改正 NPO 法のポイントと、実際に必要になる手続きについて、兵庫県の担当者が解説します！

2017 年

日時

12 月 5 日 火 14:00 - 15:30

会場

小野市うるおい交流館エクラ 大会議室
〒675-1366 小野市中島町 72 番地

講師

兵庫県県民生活課 NPO 法人担当

改正 NPO 法のポイント！

定款変更
が必要！

- ・ 事業報告書等の備置期間の延長
- ・ 貸借対照表の公告及びその方法
- ・ 認証申請時等の添付資料の縦覧期間短縮
- ・ 仮認定 NPO 法人の名称変更 など

説明会終了後に簡単な交流会を行います。
情報提供がある団体はチラシ等をお持ちください。

申込・問合せ

NPO 法人北播磨市民活動支援センター

〒675-1366 小野市中島町 72 番地 ☎(0794) 63-8156 メール window@ksks-arche.jp

参加申込票

※ 12/1（金）までにお申し込みください

FAX 0794-62-2400

NPO 法人北播磨市民活動支援センター NPO 支援担当

団体名	お名前	参加人数
お電話	メール	

※頂きました個人情報は当法人が主催するイベント等の案内以外には使用いたしません